



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*14 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(情報政策課)

○ 告示

295 口頭により開示請求をすることができる個人情報の
変更 (総務学事課)

296 平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業
務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(環境管理課)

297 平成18年度大気汚染監視設備保守業務に係る一般競
争入札に参加する者に必要な資格等 (")

298 公衆浴場入浴料金の指定 (生活衛生課)

299 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

300 生活保護法による医療機関の指定(")

301 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定
(長寿社会推進課)

302 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定
(")

303 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定
居宅介護支援事業者の指定 (")

304 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定
(障害福祉課)

305 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更
(")

306 平成18年度計量器定期検査 (商工労働総務課)

307 貸金業の登録の取消し (")

308 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土
地の指定 (農村計画課)

309 家畜伝染病予防法による家畜防疫員の検査(畜産課)

310 " (")

311 家畜伝染病予防法による家畜防疫員の注射(")

312 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)

313 公共測量の実施 (技術調査課)

314 土地区画整理事業の事業計画の変更認可
(住宅環境課)

315 道路の区域変更 (道路保全課)

316 " (")

317 新道路の供用開始等 (")

318 道路の区域変更 (")

319 新道路の供用開始等 (")

320 道路の区域変更 (")

321 新道路の供用開始等 (")

322 道路の区域変更 (")

323 新道路の供用開始等 (")

324 道路の区域変更 (")

325 新道路の供用開始等 (")

326 新道路の供用開始 (")

*327 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融
機関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正
(出納室)

*328 平成13年和歌山県告示第540号(和歌山県証紙売り
さばき人の指定)の一部改正 (")

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業

○ 公告

入札公告 (環境管理課)

" (")

和歌山県立和歌山すみれホームの指定管理者の指定
(子育て推進課)

和歌山県立白浜なぎさホームの指定管理者の指定
(")

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県田辺警察署)

" (和歌山県湯浅警察署)

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め
る。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に

する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「法律若しくは」を「法令及び」に改め、同項第3号中「次に掲げる電子証明書で知事等が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機から認証できる」を、「申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項をこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する知事の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。)であって、次に掲げる」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「名称等」を「名称」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用条例」の次に「第4条第4項又は」を、「電子署名」の次に「(当該電子署名に係る電子証明書が併せて記録されるものに限る。)」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「知事等の」を「知事の」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 知事等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用した申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを申し出た場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事等は、前項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 知事等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから知事が定める期間までに記録しない場合その他知事が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

4 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

条 例 等 名	規 定
和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)	第6条第1項
和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)	第15条第2項

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第295号

平成16年1月23日付け和歌山県告示第43号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)を次のように変更する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

表中「総合得点」を「総合得点及び科目別得点」に改める。

和歌山県告示第296号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する業務、数量及び契約期間

(1) 業務及び数量

平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務(県下12測定局及び移動測定車1台に設置している大気汚染常時監視自動測定機維持管理) 一式

(2) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び資格・許可等の状況調査書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 エ 印鑑証明書
 オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 カ 使用印鑑届
 キ 次に掲げる税金に係る未納でないことを証明する納税証明書を添付のこと(発行後3か月を経過していないもの)。
 (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)
 (エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税
 ク 誓約書
 ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 コ 過去2か年の間に地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類(契約書の写し)
 サ 特別管理産業廃棄物の収集運搬許可証の写し
 (2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)及びこれらの用紙は、平成18年3月17日(金)から平成18年3月22日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。
 (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により(2)に掲げる日時に行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間
 2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年3月17日(金)から平成18年3月22日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所
 和歌山県環境衛生研究センター総務管理課
 和歌山市砂山南3丁目3番45号
 郵便番号 640-8272
 電話番号 073-423-9570

F A X 073-423-8798

5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年3月17日現在において、次の要件を満たしている者であり、かつ、6に定める資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると認められた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 過去2か年の間に地方公共団体とこの入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、又は履行する見込みがあること。
- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 県内業者であるか又は県外業者にあっては県内に営業所があるか設置予定があること。設置予定については誓約書に記載すること。
- (7) 特別管理産業廃棄物の収集運搬許可証があること。

6 資格審査委員会

- (1) 申請者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査するため、資格審査委員会を設置する。
- (2) 資格審査委員会の組織、委員の選任、任期、審議事項その他センター資格審査委員会に関し必要な事項は、和歌山県環境衛生研究センター所長が別に定める。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年3月23日(木)までに通知する。

和歌山県告示第297号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成18年度大気汚染監視設備保守業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する業務、数量及び契約期間

(1) 業務及び数量

平成18年度大気汚染監視設備保守業務 一式

(2) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 大気汚染監視設備保守業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び資格・許可等の状況調査書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に係る未納でないことを証明する納税証明書を添付のこと(発行後3か月を経過していないもの)。

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)

(エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 過去2か年の間に地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類(契約書の写し)。

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)及びこれらの用紙は、平成18年3月17日(金)から平成18年3月22日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により(2)に掲げる日時に行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年3月17日(金)から平成18年3月22日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

F A X 073-423-8798

5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年3月17日現在において、次の要件を満たしている者であり、かつ、6に定める資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると認められた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 過去2か年の間に地方公共団体とこの入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、又は履行する見込みがあること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(6) 県内業者であるか又は県外業者にあっては県内に営業所があるか設置予定があること。設置予定については誓約書に記載すること。

6 資格審査委員会

(1) 申請者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査するため、資格審査委員会を設置する。

(2) 資格審査委員会の組織、委員の選任、任期、審議事項その他資格審査委員会に関し必要な事項は、和歌山県環境衛生研究センター所長が別に定める。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年3月23日(木)までに通知する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年4月1日から施行する。

平成12年和歌山県告示第1号(公衆浴場入浴料金の指定)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

区分	大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)
料金	390円	140円	80円

備考 公衆浴場衛生基準等に関する条例(昭和23年和歌山県条例第41号)第1条の2に規定するその他の公衆浴場については、この統制額を適用しない。

和歌山県告示第299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田薬33-16	紀南ヘルシーデポ薬局神島台店	田辺市新庄町2744-58 精香オンドルビル3F	平成18.1.31

田薬104-4	中西内科胃腸科医院	田辺市下屋敷町14番地の2	平成18.1.31
---------	-----------	---------------	-----------

和歌山県告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
那薬67-17	とまつ薬局	那賀郡岩出町備前42ブチツール1F	平成18.1.26
橋歯29-17	後藤歯科	橋本市市脇4-3-27	平成18.2.1
田薬38-17	紀南ヘルシーデポ薬局神島台店	田辺市新庄町2744-58 精香オンドルビル1F	平成18.2.1
東薬21-17	はまぐち薬局	東牟婁郡那智勝浦町宇久井299-2	平成18.3.1

和歌山県告示第301号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合は、申請者の名称)	住所 (法人の場合は、主たる事務所所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3071000099	橋本市	橋本市東家一丁目1番1号	辻本仁至	橋本市デイサービスセンター	橋本市御幸辻787-2	通所介護	平成18.3.1
3072400108	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	植杉滋	白浜町社会福祉協議会指定訪問介護白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600	訪問介護	平成18.3.1
3072400157	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	植杉滋	白浜町社会福祉協議会デイサービスセンターはまゆう	西牟婁郡白浜町1447白浜医療・保健・福祉総合センター	通所介護	平成18.3.1

和歌山県告示第302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3072400397	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	植杉滋	白浜町社会福祉協議会指定居宅介護支援白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600	居宅介護支援	平成18.3.1

和歌山県告示第303号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1

号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3061090001	橋本市	橋本市東家一丁目1番1号	辻本仁至	橋本市訪問看護ステーション	橋本市小峰台2-8-1	訪問看護・居宅介護支援	平成18.3.1
3072400025	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	植杉滋	白浜町社会福祉協議会日置川支部	西牟婁郡白浜町日置197-1 白浜町高齢者生活福祉センター「夢の里」	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.1

和歌山県告示第304号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100020126	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	植杉滋	白浜町社会福祉協議会デイサービスセンターはまゆう	西牟婁郡白浜町1447	デイサービス	平成18.3.1

和歌山県告示第305号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届

出があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
通園みらいⅡ	事業所の所在地	御坊市菌255-4	御坊市菌264-3	平成18.1.5

和歌山県告示第306号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、平成18年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第

5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成18年4月26日
	紀美野町役場国吉出張所	"

	紀美野町自然体験世代交流センター	"		有田川町金屋文化保健センター	平成18年7月7日	
	ながみね農業協同組合美里支店	"		ありだ農業協同組合本所北側のキウイフルーツ集出荷場	平成18年7月12日	
	紀美野町農業構造改造センター	平成18年4月27日		"	平成18年7月13日	
	ながみね農業協同組合野上統合撰果場	"		"	平成18年7月14日	
海南市	ながみね農業協同組合加茂支店	平成18年5月11日	有田市	箕島漁村センター	平成18年8月7日	
	海南市下津港湾防災会館	"		初島公民館	"	
	塩津コミュニティセンター	平成18年5月12日		保田公民館	平成18年8月8日	
	海南市下津行政局	"		ありだ農業協同組合宮原支所	"	
	海南市役所野上支所	平成18年5月17日		有田市民会館	平成18年8月9日	
	大野公民館	"		太地町	太地町公民館	平成18年9月6日
	亀川公民館	"			太地漁業協同組合	"
	内海公民館	平成18年5月18日		古座川町	古座川町役場七川出張所	平成18年9月7日
	黒江公民館	"			古座川町役場明神出張所	"
	海南市保健福祉センター	平成18年5月19日			古座川町役場	平成18年9月8日
	紀の川市役所那賀支所	平成18年5月24日		串本町公民館和深支館	平成18年9月26日	
	粉河体育館前	平成18年5月25日		串本町公民館田並支館	"	
紀の川市	紀の里農業協同組合奥安楽川支所	平成18年5月26日	串本町	山村交流センター	平成18年9月27日	
	紀の川市役所桃山支所	"		串本町役場古座分庁舎	"	
	中貴志コミュニティセンター	平成18年5月30日		串本町文化センター	平成18年9月28日	
	紀の川市役所本庁南別館	平成18年5月31日		"	平成18年9月29日	
湯浅町	湯浅中央公民館	平成18年6月15日	北山村	北山村観光センター	平成18年10月5日	
	"	平成18年6月16日	田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成18年10月6日	
岩出町	岩出地区公民館	平成18年6月23日	那智勝浦町	那智勝浦町役場宇久井出張所	平成18年10月11日	
広川町	広川町役場	平成18年6月30日		新菱金サービス株式会社	"	
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成18年7月5日		那智勝浦町役場色川出張所	"	
	有田川町清水保健センター	"		天満公民館	平成18年10月12日	
	ありだ農業協同組合栗生支所	平成18年7月6日		浦神漁業協同組合	"	
	ありだ農業協同組合東部支所	"		那智勝浦町役場下里出張所	"	

	那智勝浦町役場太田出張所	"
	那智勝浦町役場	平成18年10月13日
新宮市	新宮市役所三輪崎支所	平成18年10月24日
	新宮市民会館	平成18年10月25日
	"	平成18年10月26日
	高田グリーンランド	平成18年10月27日
	新宮市熊野川行政局	"

和歌山県告示第307号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 三和信用物産
- 2 氏名 島倉照雄
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市新万3番11号
- 4 登録番号 和歌山県知事(8)第00216号
- 5 登録年月日 平成16年12月22日
- 6 行政処分の日 平成18年3月9日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第308号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成18年2月22日付で地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定したので、その旨を公告する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	特に減ずる地積 ㎡	摘要
御坊市	名田町上野	津梅	42	田	田	1,020	624	
御坊市	名田町上野	北谷	251-2	山林	山林	6,795	700	
御坊市	名田町上野	津梅	55-2	山林	山林	4,144	1,000	

2 換地を定めない土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	摘要
御坊市	名田町上野	當前寺	201	山林	山林	115	
御坊市	名田町上野	津梅	40	田	田	875	
御坊市	名田町上野	當前寺	184	畑	畑	134	
御坊市	名田町上野	梅田	279	山林	山林	151	
御坊市	名田町上野	北谷	259	雑種地	雑種地	162	
御坊市	名田町上野	津梅	49	田	田	326	
御坊市	名田町上野	津梅	50	田	田	352	
御坊市	名田町上野	津梅	51-1	田	田	716	
御坊市	名田町上野	津梅	51-2	田	田	181	
御坊市	名田町上野	北谷	248-5	山林	山林	202	
御坊市	名田町上野	津梅	46	田	田	341	
御坊市	名田町上野	梅田	278	山林	山林	112	
御坊市	名田町上野	北谷	258	山林	山林	108	
御坊市	名田町上野	當前寺	200	山林	山林	126	
御坊市	名田町上野	北谷	248-4	山林	山林	3,245	
御坊市	名田町上野	北谷	253	ため池	ため池	1,047	

和歌山県告示第309号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

- (1) ブルセラ病検査 ブルセラ病の発生予防のため。
- (2) 腐そ病検査 腐そ病の発生予防のため。
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため。

2 実施する区域

- (1) ブルセラ病検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域
- (2) 腐そ病検査 県内全域
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ブルセラ病検査 牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養

している牛に限る。)

- (2) 腐そ病検査 みつばち
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 鶏(1,000羽以上飼養する全ての採卵鶏農場に限る。)

4 実施の期日

- (1) ブルセラ病検査 平成18年4月1日から平成18年7月31日まで
- (2) 腐そ病検査 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
- (2) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)及びその他必要な検査

和歌山県告示第310号

監視伝染病の発生を予察するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

- (1) 牛流行熱検査 牛流行熱の発生予察のため。
- (2) イバラキ病検査 イバラキ病の発生予察のため。
- (3) アカバネ病検査 アカバネ病の発生予察のため。
- (4) アイノウイルス感染症検査 アイノウイルス感染症の発生予察のため。
- (5) チュウザン病検査 チュウザン病の発生予察のため。
- (6) ブルータング検査 ブルータングの発生予察のため。
- (7) 流行性脳炎検査 流行性脳炎の発生予察のため。

2 実施する区域

- (1) 牛流行熱検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (2) イバラキ病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生

所長が適当と認めた区域

- (3) アカバネ病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (4) アイノウイルス感染症検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (5) チュウザン病検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (6) ブルータング検査 県内全域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域
- (7) 流行性脳炎検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域を対象とし、家畜保健衛生所長が適当と認めた区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (2) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (3) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (4) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (5) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (6) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた牛
- (7) 流行性脳炎検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた豚

4 実施の期日

- (1) 牛流行熱検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (2) イバラキ病検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (3) アカバネ病検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (4) アイノウイルス感染症検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (5) チュウザン病検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) ブルータング検査 原則として平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) 流行性脳炎検査 家畜保健衛生所長が適当と認めた時期に2回実施する。

5 検査の方法

- (1) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (2) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (3) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (4) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (5) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

- (6) ブルータンク検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) 流行性脳炎検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第311号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について、家畜防疫員の注射を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため。
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病の発生予防のため。
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病の発生予防のため。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病の発生予防のため。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症の発生予防のため。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒の発生予防のため。
- (8) 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎の発生予防のため。

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)

4 実施の期日

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (3) イバラキ病予防注射 平成18年4月1日から平成19年3

- 月31日まで
- (4) アカバネ病予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (5) チュウザン病予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (7) 豚丹毒予防注射 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (8) 流行性脳炎予防注射 平成18年4月1日から平成18年7月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射については、牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射については、イバラキ病予防液を皮下に注射する。
- (4) アカバネ病予防注射については、アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射については、チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射については、アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射については、次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。

ア 経産豚 1回

イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

和歌山県告示第312号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年3月28日(火)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30 水産会館 地階 小会議室
- 3 被聴聞者

- (1) 氏名 小浜雄介
- (2) 住所 兵庫県洲本市由良4丁目8-26
- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 使用船舶 漁船雄丸(HG3-37355)

和歌山県告示第313号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)
- 2 作業期間 平成18年3月20日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第314号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により海南都市計画事業重根土地区画整理事業に係る事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称 重根土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 海南市重根258番地6
- 3 設立認可の年月日 昭和62年1月23日
- 4 事業施行期間 昭和62年1月24日から平成24年3月31日まで
- 5 施行地区 海南市重根字横川、字下村前、字岡前、字新出前、字湯垣、字大谷前、字坂東垣内、字田輪之前、字地蔵前、字深田、字打野辺、字加茂浦、字宮の本、字伏山の各一部
- 6 変更認可の年月日 平成18年3月17日

和歌山県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延 長	備 考
		メートル	メートル	
東牟婁郡北山村大字七色字神田坪317番2地先から同村大字七色字地蔵ノ元16番3地先まで	旧	4.20 9.00	664.00	
同上	新	4.20 9.00	664.00	

同上	新	8.20 34.20	637.00	
----	---	---------------	--------	--

和歌山県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延 長	備 考
		メートル	メートル	
海草郡紀美野町大字毛原宮字犬飼垣内283番5地先から同町大字毛原宮字犬飼垣内311番6地先まで	旧	5.10 6.20	103.00	
同上	新	6.00 13.00	135.00	

和歌山県告示第317号

平成18年和歌山県告示第316号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅	延 長	備 考
		メートル	メートル	

橋本市大字学文 路字幡天神1275 番2地先から同市 大字学文路字幡 天神1273番1地先 まで	旧	2.70 } 10.90	42.00
同上	新	8.20 } 12.80	42.00

和歌山県告示第319号

平成18年和歌山県告示第318号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新旧の別	敷地の員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市大字高田 字大橋564番1地 先から同市大字 相賀字川内出張9 74番29地先まで	旧	3.60 } 28.50	951.70	
同上	新	3.60 } 28.50	951.70	
新宮市大字高田 字大橋564番1地 先から同市大字 相賀字川内出張9 74番14地先まで	新	9.80 } 111.00	920.00	

和歌山県告示第321号

平成18年和歌山県告示第320号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
伊都郡かつらぎ 町大字平字折登1 0番1から同町大 字笠田字萩原345 番まで	旧	4.20 } 47.54	3,536.00	
同上	新	4.20 } 47.54	3,536.00	
伊都郡かつらぎ 町大字滝字嶽上 ヶ田336番から同 町大字笠田東字 北川1615番1まで	新	9.20 } 94.56	3,275.00	9号橋 40.50 滝1号トンネル 238.00 10号橋 12.00 滝2号トンネル 341.00 11号橋 24.50 12号橋 13.00

和歌山県告示第323号

平成18年和歌山県告示第322号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市大字向副字田中台407番3から同市大字向副字田中台407番1まで	旧	4.82 } 6.84	46.00	
同上	新	4.76 } 11.19	46.00	

和歌山県告示第325号

平成18年和歌山県告示第324号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は同日から供用を廃止する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第326号

平成17年和歌山県告示第564号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち伊都郡かつらぎ町大字三谷字森之下1502番1から同町大字三谷字東田1554番1までの延長390.00メートルについては、平成18年4月1日から供用を開始する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第327号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の欄中「日置川町」を「白浜町」に改める。

和歌山県告示第328号

平成13年和歌山県告示第540号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

表住所又は主たる事務所の所在地の欄及び売りさばき所の欄中「伊都郡」を「橋本市」に改める。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基

づき、瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成18年3月17日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長

前川 義孝

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)」とは、和歌山県紀伊ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成18年5月15日から平成18年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

公 告

入 札 公 告

平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成18年度環境セ管第1号

(2) 調達役務の名称及び数量

平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務(県下12測定局及び移動測定車1台に設置している大気汚染常時監視自動測定機維持管理) 一式

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター

(5) 契約期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第296号に規定する平成18年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

(2) 日時

平成18年3月17日（金）から平成18年3月22日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び日時

(1) 仕様書（図面を除く。ただし、図面のコピー可）を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成18年3月23日（木）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成18年3月24日（金）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、仕様書に優先する。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

イ 日時

平成18年3月24日（金）午前9時から午後5時まで

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成18年3月27日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成18年3月28日（火）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、仕様書に優先する。

6 資料配付の場所及び日時

(1) 場所

5の(1)アに同じ。

(2) 日時

5の(1)イに同じ。

7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター研修室

イ 入札日時

平成18年3月31日（金）午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年3月31日（金）午前9時00分

までに和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に到着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書の要否
要
- 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 その他
 - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県環境衛生研究センター総務管理課
 - イ 所在地
和歌山市砂山南3丁目3番45号
郵便番号 640-8272
電話番号 073-423-9570
FAX 073-423-8798
 - (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成18年度大気汚染監視設備保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度及び役務番号
平成18年度環境セ管第2号
 - (2) 調達役務の名称及び数量
平成18年度大気汚染監視設備保守業務 一式
 - (3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
 - (4) 調達役務の場所
和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター
 - (5) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県告示第297号に規定する平成18年度大気汚染監視設備保守業務の一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター総務管理課
 - (2) 日時
平成18年3月17日(金)から平成18年3月22日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書を交付する場所及び日時
 - (1) 仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の(1)に同じ。
 - イ 日時
3の(2)に同じ。
 - (2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成18年3月23日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は、平成18年3月24日(金)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、仕様書に優先する。
- 5 入札説明書を交付する場所及び日時等
 - (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター総務管理課
 - イ 日時
平成18年3月24日(金)午前9時から午後5時まで
 - (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成18年3月27日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は、平成18年3月28日(火)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、仕様書に優先する。
- 6 資料配付の場所及び日時
 - (1) 場所
5の(1)アに同じ。
 - (2) 日時

5の(1)イに同じ。

7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター研修室

イ 入札日時

平成18年3月31日(金)午前11時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年3月31日(金)午前9時00分までに和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

イ 所在地

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

F A X 073-423-8798

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

公 告

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、和歌山県立和歌山すみれホームの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会
和歌山県和歌山市和歌浦東三丁目6番46号

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例
 (平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、
 和歌山県立白浜なぎさホームの指定管理者を次のとおり指
 定した。

平成18年3月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 指定管理者 紀南地方児童福祉施設組合
 和歌山県西牟婁郡白浜町2330番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は
 心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年3月17日

和歌山県田辺警察署長 西 ノ 種 次

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金37万円 (布袋に在中)	平成18年2月8日	田辺市上秋津 (空き地内)
現金38万円 (封筒に在中)	平成18年2月12日	田辺市本宮町 (駐車場内)
現金10万円 (封筒に在中)	平成18年2月15日	田辺市湊 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は
 心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年3月17日

和歌山県湯浅警察署長 東 文 雄

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金126,001円 (封筒に在中)	平成18年2月18日	有田郡有田川町 (路上)